

## 令和元年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果(要約版)

主な計画内容	自己評価結果
<b>1 重点的な取組</b>	
<b>(1) 電力調達・ガス調達の改善(法務本省, 地方支分部局等)</b>	
<p>&lt;取組内容等&gt;</p> <p>(電力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等に対するヒアリングを実施するなどして, 入札の早期実施や調達単位の妥当性を検討し, 複数者応札等を目指す。</li> </ul> <p>(ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等に対するヒアリングを実施するなどして, 競争性を確保するための調達方法を検討し, 複数事業者の参入可能性がある契約案件は, 一般競争入札を実施する。</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>(電力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札又は不調不落による随意契約の合計件数について, 対前年度以下又は一者応札等の解消による契約額の削減により, 調達コストの削減を図る。</li> </ul> <p>(ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数事業者の参入可能性について検討し, 可能な案件について, 随意契約から一般競争入札に切り替えるなどして, 調達コストの削減を図る。</li> </ul>	<p>(電力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札の解消及び共同調達の実施により, 合計180,871千円の調達費用を削減。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>前年度一者応札となっていた14件が複数者応札となり, 費用比較が可能な13件で合計91,701千円(削減率16.7%)の調達費用を削減。</li> <li>地方ブロック単位等の共同調達の実施により, 合計89,170千円(削減率5.3%)の調達費用を削減。</li> </ol> </li> <li>公告期間の十分な確保や事業者等に対するヒアリング等の取組を実施した結果, 不調不落による随意契約は1件(前年度比6件減)。</li> </ul> <p>(ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>45官署において, 48件の一般競争入札を実施した結果, 費用比較が可能な18件で合計11,512千円(削減率3.2%)の調達費用を削減。 そのうち, 3件は, 随意契約から一般競争入札へ移行した契約であり, 1,008千円(削減率12.8%)の調達費用を削減。</li> </ul>
<b>(2) 調達改善に向けた審査・管理の充実(法務本省, 地方支分部局等)</b>	
<p>&lt;取組内容等&gt;</p> <p>(一者応札の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札となっている案件について, 個別にその要因を分析した上, 仕様の見直し及び明確化などを行うことにより, 一者応札の解消を図る。</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札の契約件数について, 対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により, 調達コストの削減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業者からのヒアリング, 仕様の見直し・明確化, 公告期間の十分な確保, 調達の情報提供の充実等の取組を実施した結果, 前年度一者応札となっていた91件が複数者応札となり, 費用比較が可能な28件で合計30,521千円(削減率12.6%)の調達費用を削減。</li> <li>一者応札となった案件は, 1,170件(前年度比348件増。なお, 一般競争入札件数は, 前年度比1,053件増。一者応札比率は, 前年度比2.9%増。)</li> </ul>
<b>2 共通的な取組</b>	
<b>地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等)</b>	
<p>&lt;取組内容等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか, より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより, 調達コストの削減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様や調達単位の見直しを行った上, 928件の共同調達を実施した結果, 費用比較が可能な172件で合計85,556千円(削減率9.2%)の調達費用を削減。</li> </ul>

※削減額については, 令和元年10月1日に消費税が増税となったことから, 費用比較できるようにするため, 前年度及び本年度共に税抜価格で算出した。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画							令和元年度年度末自己評価結果（対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載) 目標達成予定時	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
												定量的	定性的			
○	○	電力調達・ガス調達の改善 電力調達・ガス調達について、右の取組を実施するなどして、複数者応札等を目指す。	【電力】 ・事業者等に対するヒアリングの実施 ・入札の早期実施 ・調達単位の妥当性の検討 ▷ 適切な電力量の確保（複数庁舎の取りまとめ、調達単位の分割等） ▷ 共同調達の実施  【ガス】 ・事業者等に対するヒアリングの実施 ・競争性を確保するための調達方法を検討 ・複数事業者の参入可能性がある契約案件は、一般競争入札を実施	【電力】 これまでの取組において、一部の官署で地方ブロック単位に集約した共同調達等の取組を実施してきたところ、一者応札の解消等が進み、調達コストが削減されたことから、今後も、引き続き、適切な調達単位の検討し、共同調達を実施することなどにより、複数者応札及び調達コスト削減に向けた取組を推進する必要があるため。  【ガス】 平成29年4月からガス小売全面自由化となったものの、電力と比較して新規参入業者が少なく、一部の地域を除き競争入札への移行が困難な状況が継続していることから、可能な案件について、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、複数者応札の実現に向けた取組について、引き続き検討していく必要があるため。	A+	H28	R2年3月まで	A+	H28	【本省・地方支分部局等】 【電力】 一者応札又は不調不落による随意契約（以下「一者応札等」という。）の合計件数について、対前年度以下又は一者応札等の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。  【ガス】 事業者からのヒアリングや、公告期間及び履行期間の十分な確保、仕様の見直し・明確化を行うとともに、一部の地方支分部局等において、可能な案件について一般競争入札を実施した。	A	-	R1年度	【本省・地方支分部局等】 【電力】 引き続き、適切な調達単位の検討することにより、一者応札を解消するなどして、調達コストの削減を図る必要がある。  【ガス】 引き続き、事業者に対するヒアリングを実施するなどして情報収集に努めるとともに、適切な調達単位の検討し、共同調達を推進する。	【本省・地方支分部局等】 【電力】 引き続き、事業者に対するヒアリングを実施するなどして情報収集に努めるとともに、適切な調達単位の検討し、共同調達を推進する。	
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、右の取組を実施するなどして、一者応札の解消等を図る。	【一者応札の解消等】 ○入札前の取組(事前審査) ・仕様の見直し及び明確化 ・受注実績の必要性及び競争参加資格の見直し ・発注単位及び発注時期の見直し ・国庫債務負担行為による複数年度契約の活用 ・履行のための準備期間及び履行期間の十分な確保 ・新規参入業者の調査 ・インターネット等を利用した市場価格の調査及び調査結果と過去の契約価格との比較・検証 ・情報システムに係る調達について、CIO補佐官の知見を活用  ○入札時の取組 ・公告期間の十分な確保 ・入札説明会及び質問対応の充実 ・事業者等への理解促進のための配布資料等の充実（システム運用・保守については、作業マニュアル等を閲覧資料化） ・調達の情報提供の充実  ○入札後の取組(事後審査) ・事業者等に対するヒアリング、一者応札案件の要因分析及び改善策の検討 ・一者応札案件の要因分析結果の集約 ・一者応札案件の調達類型ごとの要因分析及び効果的な取組の情報共有 ・契約監視会議における継続的な一者応札案件等の重点的審査及び外部有識者の意見・助言等の情報共有 ・外部有識者の意見の反映状況及び一者応札の改善状況を再度契約監視会議に報告 ・本省が実施している会計職員実務講習会において、調達改善の取組を推進させるための講義を実施	一者応札案件の調達類型別の分析の結果、①情報システム関連を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、②物品役務等の同種・同類の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにも関わらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、③同一の官署において、過去に複数者応札であったものの、再び一者応札となった案件があることなど、改善の余地がある案件が見受けられることを踏まえ、左記取組を実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を引き続き実施していく必要があるため。	A	H24	R2年3月まで	A	H24	【本省・地方支分部局等】 一者応札の契約件数について、対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減を図る。  【本省・地方支分部局等】 平成30年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、業者からのヒアリング、仕様の見直し・明確化、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実等の取組を実施した。 また、一者応札案件（予定価格1,000万円以上）の要因分析について、本省で統一した様式を作成し、同様式に従って要因分析を行うよう地方支分部局等へ通知し、本省においてその結果を集約した。今後、地方支分部局等に分析結果を周知するなど、一者応札の解消に向けた取組を行う予定である。	B	-	R1年度	【本省・地方支分部局等】 ヒアリングの結果、受注者側の社内事情（コスト面、人員面等）により入札の参加が見送られ、結果として一者応札となった案件が多くを占めているが、前年度の契約は複数者応札であったものの、今年度は一者応札となった案件が散見されることから、一者応札の解消に向けた継続的な取組を実施していく必要がある。	【本省・地方支分部局等】 一者応札の要因を的確に分析し、公告期間や仕様書の見直しを行い、分析結果に応じた適切な取組を実施する。	
	○	地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか、より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。	・合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達の実施 ・共同調達実施品目数の拡大 ・仕様の検討 ・調達単位の検討 ・他組織・他府省庁との共同調達の実施 ・本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスの共有・展開等		A	H24	R2年3月まで	A	H24	【地方支分部局等】 汎用的な物品役務等について、仕様や調達単位の検討の上、合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達を実施するなど、調達コスト削減に向けた取組を実施した。	A	-	R1年度	【地方支分部局等】 より効果的な共同調達を推進していくため、適切な調達単位・仕様の検討を引き続き行うとともに、他組織・他府省庁との共同調達を検討していく必要がある。	【地方支分部局等】 共同調達の更なる推進を図るとともに、共同調達の実施による効果の把握・検証を継続的に行う。	

※1 電力調達・ガス調達の削減額については、「削減額＝H30単価（円/KW）×R1年間予定数量（KW）-R1単価（円/KW）×R1年間予定数量（KW）」として算出した。  
なお、単価は契約金額総額（円）を年間予定数量（KW）で割り戻すことにより算出している。  
※2 電力調達・ガス調達に係る契約を除く。  
※3 削減額については、令和元年10月1日に消費税が増税となったことから、費用比較できるようにするため、前年度及び本年度共に税抜価格で算出した。

その他の取組

調達改善計画		令和元年度年度末自己評価結果(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p><b>○競争性のない随意契約の解消等</b></p> <p>①競争性のない随意契約で調達を行うとする場合には、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、一般競争入札又は企画競争若しくは公募によることができないかの検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由に該当するか否かの審査などを厳格に行う。</p> <p>②競争性のない随意契約で調達を行った場合には、大臣官房会計課において、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づき、その妥当性等の事後チェックを行う。</p>	継続	-		-
<p><b>○少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施</b></p> <p>・少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。</p>	継続	○	(本省・地方支分部局等) 少額随意契約可能案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを261件実施した結果、調達の仕様が同等であるなど、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な17件では、合計2,034千円(削減率16.4%)の調達コストが削減された(電力調達・ガス調達に係る契約を除く。)	-
<p><b>○カード決済の活用</b></p> <p>・「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日付け旅費・会計業務効率化推進会議決定)に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済を活用する。</p>	継続	-		-
<p><b>○人事評価への反映</b></p> <p>・人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映する。</p>	継続	-		-
<p><b>○人材の育成</b></p> <p>・省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について、周知、指導等を行う。</p>	継続	-		-
<p><b>○内部監査の活用</b></p> <p>・大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組状況等を調査し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続	-		-
<p><b>○新たな調達手法を採用した取組</b></p> <p>・「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成28年3月22日付けすべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定するなどの取組を行う。</p>	継続	-		-

**外部有識者からの意見聴取の実施状況**  
(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【大曾根 匡(専修大学教授)】 意見聴取日【令和元年11月26日, 令和2年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和元年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○取組の効果が着実に得られているため,引き続き適切に実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,調達改善計画の取組を着実に推進する。
○令和元年度法務省調達改善計画年度末の自己評価について	○取組の効果が着実に得られているため,引き続き適切に実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,調達改善計画の取組を着実に推進する。
○ガス調達の改善について	○ガス調達の改善については,競争入札への移行は限定的であるものの,競争入札を実施した案件については,削減効果も出ており一定の進展が見られるため,引き続き改善に向けた取組を実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,ガス調達については,引き続き可能な案件について随意契約から一般競争入札へ切り替えるなど改善に向けた取組を実施する。

外部有識者の氏名・役職【諏訪 雄三(共同通信社編集委員兼論説委員)】 意見聴取日【令和元年11月26日, 令和2年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の解消について	○一者応札となった案件が増加しているところ,その要因の把握が重要と考えられるため,的確に分析の上,一者応札の解消に向けた取組を実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,個別の一者応札案件を分析するなどして,一者応札案件増加の要因の把握を的確に行い,その結果も踏まえ,一者応札の解消に向けた取組を実施する。

外部有識者の氏名・役職【宮園 久栄(東洋学園大学教授)】 意見聴取日【令和元年11月26日, 令和2年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ガス調達の改善等について	○電力調達については,ここ数年で競争が進み一者応札が大幅に減るなど改善が認められるところ,ガス調達についても今後競争が進めば改善につながっていくと思われる。ガス調達以外の一者応札の案件も含め,引き続き改善に向けた取組を実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,ガス調達について,事業者からのヒアリング等による情報収集・状況把握に努め,可能な案件から一般競争入札へ切り替える取組を継続するとともに,他の一者応札の案件も含め,競争性を高めるための取組を引き続き実施する。
○令和元年度法務省調達改善計画年度末の自己評価結果について	○一者応札となった案件が増加しているところ,その要因の把握が重要と考えられるため,的確に分析の上,一者応札の解消に向けた取組を実施されたい。	○外部有識者からの意見を踏まえ,個別の一者応札案件を分析するなどして,一者応札案件増加の要因の把握を的確に行い,その結果も踏まえ,一者応札の解消に向けた取組を実施する。